

ブロック区分及び理事定数

平成 18 年 4 月 1 日施行

平成 21 年 5 月 29 日改正

- 1 定款第 23 条第 3 項のブロック区分及び定数は、下記のとおりとし、道内市区町村を 5 ブロックに分け、各ブロック毎に 4 名の理事、計 20 名を選任する。
- 2 上記の理事の他、必要があるときは、正会員以外の者から総会において選任することを妨げない。

ブロック 区 分	理事 定数	範 囲	
		市	町 村
道 南	4 名	函館市・室蘭市・苫小牧市 登別市・伊達市・北斗市	渡島・桧山・胆振
道 北	4 名	旭川市・士別市・名寄市 富良野市・留萌市・稚内市	上川・留萌・宗谷
道 東	4 名	網走市・北見市・紋別市 帯広市・釧路市・根室市	網走・十勝・釧路・根室
道 央	4 名	江別市・千歳市・恵庭市 北広島市・石狩市・小樽市 赤平市・砂川市・芦別市 滝川市・歌志内市・深川市 美唄市・三笠市・岩見沢市 夕張市	石狩・後志・空知・日高
札 幌	4 名	中央区・北区・東区・白石区・ 豊平区・南区・西区・厚別区・ 手稲区・清田区	—
合 計	20 名		